

(令和5年10月10日発表)

職員の懲戒処分が発令について

◆ 発令日	令和5年10月10日(火)
◆ 内容など	本日、別紙資料のとおり、職員を懲戒処分としたので、当該処分の内容等について公表します。

別紙資料 有

【問合せ】

消防総務課 (消防局庁舎3階)

担当 栗田・白鳥

電話 054-280-0132

報道資料

職員の懲戒処分発令について

令和5年10月10日付けで、下記職員に対し懲戒処分を発令しました。

記

1 該当職員

消防局 一般職員 20代 男性

2 事案の概要

該当職員は、令和5年6月24日6時30分頃に、静岡市清水区日の出町（通称しみずマリロード）で、自家用車を運転中に歩道上の電信柱に衝突した。該当職員は、事故を起こしたので、自ら110番通報し、臨場した警察による現場検証を行う中で呼気にアルコール臭気を感じられるという警察官の指摘を受け、呼気検査を行ったところ基準値を上回るアルコール濃度（0.4mg/l）が検知され検挙となった。

3 懲戒処分の事由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
（法令等に従う義務違反、信用失墜行為）

4 懲戒処分の内容

停職6箇月

5 懲戒処分年月日

令和5年10月10日

【消防局長コメント】

市民の皆様の安全・安心を担う消防職員が、このような飲酒運転を犯し、大変申し訳なく思っております。

公私を問わず交通法規の遵守、安全運転の励行を徹底するよう、交通安全に対する一層の指導強化を図り、信頼回復に努めてまいります。

令和5年10月10日

静岡市消防局長 いけだ よしあき
池田 悦章

連絡先

静岡市消防局 消防部 消防総務課

電話番号 054-280-0132